

# 請願書

2018年4月26日

法務大臣 上川陽子殿

日本脱カルト協会  
代表理事 西田公



## 請願の趣旨

検察庁において保管している刑事確定訴訟記録のうち、オウム真理教を巡る全事件（無罪判決確定事件を含む）について、保管期間の経過したものについて、刑事確定訴訟記録法9条1項に定める「刑事参考記録」に指定されたい。

## 請願の理由

- 1 日本脱カルト協会は、1995年のオウム事件の発覚を契機に同年6月に設立された、心理学者、臨床心理士、弁護士、精神科医、宗教社会学者、聖職者、カウンセラー、ジャーナリスト、そして「議論ある団体」の元メンバーや家族ら約190人から構成される団体である。破壊的カルトの諸問題、カルトに関する個人および家族へのカウンセリング経験についての交流およびカルト予防策や社会復帰策等の研究をおこない、その成果を発展・普及させることを目的としており、政治色あるいは宗教色の一切ない活動をしている。当会会員らの多くは、カウンセリングや裁判過程の中で、被害者、証人、鑑定人などとして多くのオウム真理教信者、元信者らと接してきた。
- 2 事件発覚から23年を経た今、オウム真理教の後継団体、特にアレフは、オウム事件を知らない世代の若者層を対象に活発な活動を続けている。アレフなどの後継団体の活動をけん制するためには、オウム事件やオウム真理教の活動実態について調査研究し、その内容を後の世代に正確に伝えることが

不可欠であり、そのためには、刑事記録が破棄されることなく刑事参考記録として保管されることが必要である。

3 我が国においては、刑事捜査とは別に、オウム事件について真相の究明を目的とした調査が行われていない。オウム真理教関連の収監者（含む麻原を除く死刑囚）は教祖に心酔し、殺人などの暴力行為に従事したが、完全に自らの誤りに気づいた者も多い。もし専門家による調査が可能になれば、彼らが獄中にあって、どのようにそれに気づいていったかを理解することで、世界を悩ます宗教的テロリズム問題に理想的な解決法を示す貢献が期待できる。こうした調査は、いずれ行われなくてはならないものであるが、その際には、刑事確定記録は必要不可欠な前提資料となるものである。

なお、当会は、貴大臣に対し、オウム事件についての真相究明、宗教的テロリズム問題対策を図るために必要という本請願と同様の趣旨から2018年3月15日付で「麻原を除くオウム死刑囚12名の死刑を執行しないよう求める要請書」、さらに当会の代表理事から同年4月11日付で「オウム真理教在監者についての調査許可を求める要請書」を提出しておりますので、そちらについても前向きのご検討をお願いする次第である。

4 よって、請願の趣旨記載のとおり請願する。

以上

（当会の連絡先）

〒242-0021

神奈川県大和市中央2-1-15 パークロード大和ビル5F

大和法律事務所内 日本脱カルト協会

T E L : 046-263-0130

F A X : 046-263-0375

Email : info@jscpr.org